

## 協賛会員規程(案)

### (目的)

**第1条** この規約は、環境保護印刷推進協議会の会則第7条(2)の規約により設置する協賛会員制度の運営について必要な事項を定め、事業への協力と理解を高めることにより、同5条に定める環境保護印刷推進協議会活動の推進に資することを目的とする。

### (資格)

**第2条** 協賛会員の資格を有する者は、環境保護印刷推進協議会の『環境保護印刷マーク』(略称、クリオネマーク)の認証制度の趣旨を深く理解、賛同し、環境保護印刷推進協議会の事業の円滑な実施に協力するものとする。

2. 協賛会員は次のとおりとする

- (1) A協賛会員：①「認定ステータス登録基準」に基づく各種印刷資機材及び技術の対応製品項目(別表に定める)の製造元、またはその総発売元となる企業。  
②「認定ステータス登録基準」を達成する各種印刷資機材及び技術の対応製品項目(別表に定める)の製造元、またはその総発売元となる企業。
- (2) B協賛会員：①「認定ステータス登録基準」に基づく各種印刷資機材及び技術の対応製品項目(別表に定める)の販売および取扱企業。  
②「認定ステータス登録基準」を達成する各種印刷資機材及び技術の対応製品項目(別表に定める)の販売および取扱企業。

### (事業への協力)

**第3条** 環境保護印刷推進協議会会則第4条の目的および第5条の活動を達成するため、協賛会員は、次の事業に参画し協力を行う。

- (1) 環境保護印刷マーク(略称、クリオネマーク)使用規則に基づいて認証審査業務を行う専門委員(認証審査委員会)への協力。  
(2) 協議会が作成する資料(報告書など)の情報交換・提供。  
(3) 協議会または会員との情報交換のための懇談会・勉強会・セミナー開催などへの協力。  
(4) その他、本規約第1条の目的を達成するために必要な事業への協力。

### (特典)

**第4条** 環境保護印刷推進協議会の協賛会員加入の申請を行い理事会の承認を得ると、下記に表示する特典が与えられる。

- (1) A協賛会員の加入資格を得ると、環境保護印刷推進協議会が規定する「認定ステータス登録基準」の「環境保護印刷マーク Gold」のステータスを得ることに使用する各種印刷資機材・技術の対象製品に、環境保護印刷推進協議会が発行する「適合商品物」(マーク)を付与することができる。これにより環境保護に配慮した商品であることをアピールして販売促進することができる。  
ただし、環境保護印刷推進協議会の「適合商品物」(マーク)の登録が必要になる。
- (2) B協賛会員の加入資格を得ると、環境保護印刷推進協議会が認定した上記の「適合商品物」

(マーク)の各種印刷資機材・技術の対象製品を取扱う企業であることを表示(例えば看板やステッカーなど)することができる。

#### (加 入)

**第5条** 協賛会員たる資格を有する者は、環境保護印刷推進協議会の承諾を得て、加入するものとする。

2. 前項の諾否は、理事会において決する。

#### (入会金及び会費)

**第6条** 協賛会員は、入会金10,000円を納入するものとする。

2. 会費は1口年額50,000円とする。

ただし、A協賛会員は2口以上、B協賛会員は月額1口以上とし、事業年度(4月から翌年3月まで)の初めに前納とする。

3. 期間途中入会の場合の会費は翌年3月までの残余期間とする。ただし、年度内で自主的退会及び第7条による除名退会となったときには会費の返納はしないものとする。

#### (退 会)

**第7条** 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ環境保護印刷推進協議会に届出しなければならない。

#### (除 名)

**第8条** 環境保護印刷推進協議会は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

(1) 環境保護印刷推進協議会の事業を妨げたり、故意または重大な過失により、環境保護印刷推進協議会の信用を失わせるような行為をしたとき。

(2) 環境保護印刷推進協議会が発行する[適合商品物](マークA及びマークB)の不正な使用を行ったとき。

(3) 会費の納入を怠ったとき。

#### (その他)

**第9条** 賛助会員について本規約に定めのない事項であっても、必要事項が生じたときは理事会で決定する。

**附 則** この規約は、平成17年11月10日より施行する。